

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方財政法施行令第四十六条で定める事業)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業 | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業 |
| 四 電気事業 | 五 ガス事業 | 六 簡易水道事業 |
| 七 港湾整備事業 | 八 病院事業 | 九 市場事業 |
| 十 と畜場事業 | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 | | |

地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水道など			○	○
その他				○

公営企業会計の適用の推進に係る通知について

○「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）（抄）

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下記対象事業について、地方公共団体は、遅くとも平成32年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる。（中略）

(2) 対象事業

① 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。

・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（区域内の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。）については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。

なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。

・ 人口3万人未満の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。

○「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）（抄）

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

公営企業会計への移行について、平成27年通知においては平成27年度から平成31年度まで（以下「集中取組期間」という。）、平成31年通知においては平成31年度から平成35年度まで（以下「拡大集中取組期間」という。）をそれぞれ取組期間としており、(2)に掲げる対象事業について、地方公共団体は、遅くとも各期間の最終年度の翌年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められる。（中略）

(2) 対象事業

① 下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。以下同じ。）、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間及び拡大集中取組期間において、以下のとおり、公営企業会計への移行に重点的に取り組むことが必要である。

・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること。集落排水及び合併浄化槽についても、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。

・ 人口3万人未満の市区町村については、重点事業について、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。

・ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

○「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月22日付け総務省自治財政局長通知）（抄）

1. 適用推進の対象事業について

(1) 重点事業

重点事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、当該事業を経営する地方公共団体においては、早急に公営企業会計を適用することが必要である。

ただし、以下のいずれかを満たす事業については、この限りではない。

ア 既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業（※）

イ 災害対応その他の理由により、公営企業会計の適用が著しく困難な事業

※ 令和7年度からは、統合・廃止する旨を公表していることを要件とする予定であるので御留意いただきたい。